

# 納税・納入通知書を郵送

問い合わせは  
国保税については 国民健康保険課 ☎898-62550  
後期高齢者医療保険料については 同課 ☎898-5955



運動をしてみても健康に

国民健康保険税（国保税）の納税通知書と後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中旬に郵送します。国保税は医療費などの支払いに充てる大切な財源。加入者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納付しましょう。

## 国民健康保険税

### 納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入してなくても家族の誰かが加入している場合、世帯主あてに納税通知書を郵送します。

### 主な変更

- ① 医療給付費分の課税限度額を47万円から50万円に引き上げます。
- ② 後期高齢者支援金分の課税

限度額を12万円から13万円に引き上げます。

③ 富士見地区については異なる税率で課税していましたが、本年度からは統一されます。

### 本年度の課税内容

国保税の年税額は医療給付費分（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）と後期高齢者支援金分（所得割・被保険者均等割）と介護納付金分（所得割・被保険者均等割）の合計です。この額を、7月～来年度2月の年8回（年金天引きの人は年6回）の納期に振り分けて納付します。本年度の税額は表1のとおり。医療給付費分と後期高齢者支援金分は全員、介護納付金分は40歳から64歳までの人が対象です。

表1 国保税の税額

区分	平成21年度		平成22年度
	富士見地区を除く市域	富士見地区	本市全域
医療給付費分	所得割率	6.10%	5.70%
	被保険者均等割額	1万9,200円	2万2,800円
	世帯別平等割額	2万1,600円	2万4,600円
	課税限度額	47万円	
後期高齢者支援金分	所得割率	2.00%	1.70%
	被保険者均等割額	7,200円	7,800円
	課税限度額	12万円	
介護納付金分	所得割率	1.86%	1.60%
	被保険者均等割額	1万2,960円	1万2,000円
	課税限度額	10万円	

国保税は年度ごとに計算し決定しますが、年度の途中で加入した場合は資格が発生した月の分からの国保税を、また、脱退した場合は資格のなくなった月の前月分までの国保税を月割りで計算した額を

納めます。なお、加入者が年度の途中で75歳になる場合は、誕生日のある月の前月分まで課税され、月割分を減額して国保税を計算します。

〈所得割〉 加入者全員の昨年の所得を基礎に課税を計算。加入者ごとに昨年の総所得金額から33万円を控除した金額を合算し税率を掛けます。

〈被保険者均等割〉 加入者の人数に応じて計算します。

〈世帯別平等割〉 加入世帯に一律で計算します。

### 国保税の軽減制度

昨年の所得が一定金額以下の場合、次のとおり国保税の軽減が受けられます。後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合は、その人数・所得を含めて軽減判定を行います。また、確定申告や住民税が未申告の場合は軽減の対象となりません。

- ① 昨年中の所得が33万円を超えない世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を7割軽減。
- ② 昨年中の所得が、24万5,000円×（被保険者数-1）+33万円以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を2割軽減。
- ③ 昨年中の所得が、35万円×被保険者数+33万円以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を2割軽減。
- ④ 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、国保税の一部が当分の間減免される場合があります。該当者は申請が必要です。
- ⑤ リストラや倒産で雇用保険の失業などの給付を受ける人は、昨年の給与所得を30%に



本年度の納税・納入通知書

減額して算定。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を用意し、申請してください。ただし、昨年3月31日以降に離職し、離職時に65歳未満であり、その後任意継続を除く社会保険に加入していないことが条件です。

### 納税は銀行やコンビニ

国保税の納税は、銀行などの窓口やコンビニエンスストアで、それぞれの納期に該当する納付書で納付してください。なお、コンビニエンスストアではバーコードのない納付書や各期の金額が30万円を超えるもの、現金以外での納付はできません。

### 滞納が続くと

滞納が続くと、保険証を返還してもらい、その代わりに資格証明書を交付します。そ

## 後期高齢者医療保険

### 後期高齢者医療の被保険者

75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳～74歳の人。

### 保険料の納め方

- ① 普通徴収（納付書払） 「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」を郵送します。納付書や口座振替によって個別に納めてください。また、年度途中から特別徴収となる人もいます。
- ② 特別徴収（年金からの徴収） 「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」（本算定分）を郵送します。

### 保険料の計算方法

保険料は2年に1度見直します。本年度、来年度の変更点はありません（表2のとおり）。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（3万9,600円）と、所得に

表2 後期高齢者医療保険料

区分	平成20・21年度	平成22・23年度
		本市全域
所得割率	7.36%	
均等割額	3万9,600円	
賦課限度額	50万円	

※昨年度から軽減割合や該当条件の変更はありません。

応じて決まる所得割額（昨年の総所得から33万円を控除した額×7.36%）の合計で計算。賦課限度額は50万円です。なお、一定基準を下回る低所得世帯の人は、均等割額と所得割額が軽減されます。

### 被用者保険の被扶養者だった人

協会けんぽなどに加入し保険料を払っていない人は、9割軽減された均等割額のみが保険料となります。該当する人は資格取得日の属する月以後2年を経過するまでに限り軽減されていましたが、この期限がなくなりました。

### 保険料の減免

災害など特別な事情で保険料を納められないときは、申請により保険料が減免される場合があります。

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除になる制度や、30歳未満の人には若年者納付猶予制度があります。これらは、6月30日で承認期間が切れるため、原則として毎年申請が必要です。

今まで免除を受けていて引き続き免除を希望する人（継続審査が承認されている人を除く）や新たに免除を希望する人は申請してください。  
申し込みは市役所市民課、城南・大胡・宮城・粕川・富士見各支所、前橋年金事務所へ直接

## 申請は毎年必要です 国民年金の保険料免除

問い合わせは  
市民課 ☎898-6254  
前橋年金事務所 ☎231-1706